

公益財団法人日本さくらの会 賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本さくらの会（以下「この法人」という。）定款第41条の規程に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 会員とは、この法人の目的事業に賛同する個人、法人又は団体とし、第3条に定める会費を納入しなければならない。

(会 費)

第3条 会費は、次の各号のとおりとする。都道府県については昭和40年当時の人口比により算定し、昭和41年12月の全国知事会にて承認された会費とする。

- | | | |
|------------|----|------------------|
| (1) 個人 | 年額 | 1口 3,000円以上 |
| (2) 法人又は団体 | 年額 | 30,000円～270,000円 |
| ②市・区 | 年額 | 10,000円 |
| ③町・村 | 年額 | 5,000円 |
| ④企業・団体 | 年額 | 1口 10,000円以上 |

2 会費は、毎年度末日までに納入するものとする。

(会費の使途)

第4条 前条の会費の6割は、定款第4条(1)～(3)に、4割は、毎事業年度の管理運営費に使用する。

(会員の受ける便宜)

第5条 この法人は、会員に対し、次の便宜を提供するものとする。

- (1) この法人の発行する機関誌等の配布
- (2) この法人の行う事業等への参加

(入会の手続き)

第6条 この法人の目的に賛同し、会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、その承認を得て会員となることができる。

(退会の手続き)

第7条 会員を退会しようとするものは文書にて退会届を提出することにより

任意に退会することができる。

2 前条の場合の他、会員は次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 過去連続して2年間年会費の支払いが履行されなかったとき。

(2) 当該会員が死亡又は、解散したとき。

(除 名)

第8条 会員が次ぎの各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の決議に従って除名することができる。

(1) 定款、その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ又は、目的に反する行為をしたとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があったとき

2 既納の年会費は、退会除名等のいかなる場合にも返還しない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。ただし、施行日以前の既存会員の会費については、当該施行日の属する最初の事業年度の末日までの間、なお、従前の例によるものとする。

(平成24年9月26日(理事会決議))